

いわて体験交流施設指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1 いわて体験交流施設の管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項を審議することを目的として、いわて体験交流施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の選定基準策定に関する事項
- (2) 募集要領の策定に関する事項
- (3) 審査基準の策定に関する事項
- (4) 指定管理者の候補者の選定に関する事項
- (5) その他指定管理者の選定に関し必要と認められる事項

(組織)

第3 委員会は委員4名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、知事が委嘱する。

(委員長等)

第4 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(会議)

第6 委員会は、知事が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会に関する庶務は、岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。